

37. 戦災復興計画における旧軍用地の転用方針と公園・緑地整備について

A Study on the Conversion Policy of the Former Military Grounds in the Post-War Plan and the Conversion to the Open Spaces

今村 洋一
Yoichi Imamura

The purpose of this paper is to clarify how the conversion to open spaces from the former military grounds was advanced in eight major military cities that were specified as the war-damaged city. The agency of war damage revival published the policy that the former military grounds would be decided as open spaces. And, at first, 19 former military grounds were decided as the open spaces in the post-war plan in seven cities. I evaluate the former military grounds by analyzing the total area and the number of former military grounds planned as open spaces, the size of each site planned and achieved as open space, and the location of each site achieved as open space. Moreover, I refer to the conversion to another usage, the relation to buildings remaining, and the relation to the plan at prewar era.

Keywords: post-war plan, military ground, conversion, open space
戦災復興計画, 軍用地, 転用, 公園・緑地

1. はじめに

(1) 背景と目的

戦災都市 115 都市¹⁾の中で、陸軍の師団司令部が置かれた都市²⁾ (以下、師団設置都市)をはじめ、何らかの軍事拠点の置かれた都市³⁾は 44 都市 (38.2%) にも上る。しかも、罹災面積の大きい都市が多く、罹災面積 100 万坪以上の 48 都市では 30 都市 (62.5%) が該当した。即ち、終戦により遊休地化した旧軍用地を戦災復興計画の中にどう位置づけ、活用するかは、多くの戦災都市に共通かつ重要な問題であった。

後述するように、終戦後間もなく、旧軍用地を都市緑地として指定するよう、戦災復興院から方針が出されており、佐藤 (1977)⁴⁾では、「都市計画関係当局は、鋭意軍用跡地の公園緑地への転換を図り、充つ都市計画法による計画決定を進め」、多くの旧軍用地が公園・緑地として整備されたことが指摘されている。しかし、戦災復興計画における旧軍用地の位置づけや、旧軍用地で実施された公園・緑地整備について、各都市の実態を考察し、旧軍用地に評価を加えた既往研究はなく、上記指摘は十分に実証されていない。そこで本研究では、戦災復興院から出された旧軍用地の転用方針を整理した上で、戦災都市指定を受けた師団設置都市を考察対象として、この点を明らかにしたい。

(2) 考察対象

多くの旧軍用地が存在した師団設置都市では、東京、仙台、名古屋、大阪、広島、熊本、姫路、久留米、宇都宮の 9 都市が、戦災都市に指定された。これらの都市は、終戦により遊休地化した大量の旧軍用地を如何に戦災復興計画に位置づけ、活用するかが、大きな課題となっていた。本研究においては、この 9 都市のうち、1949 年の戦災復興計画の再検討で公園計画面積を大幅に縮小させた⁴⁾点、占領

軍による接収が長期化した点などで、他の都市と異なる東京を除き、それ以外の 8 都市を考察対象とした。

(3) 方法

各都市の旧軍用地の特定にあたっては、主に 1930 年前後の都市地図や地形図を用いた。さらに、市史や戦争遺跡関連の文献から断片的に確認できたものを米軍撮影航空写真や終戦前後の地形図で推定する作業を行って補足した⁵⁾。

各都市の戦災復興計画については、1960 年前後に都市計画協会から刊行された建設省編『戦災復興誌』の都市編各巻の付図を参照し、旧軍用地と照合することで、公園・緑地として決定された旧軍用地の区域を特定した。

各都市の旧軍用地における公園・緑地の整備状況については、旧軍用地の転用が 1970 年代後半までにはほぼ終了したとされている²⁾ため、1975 年前後の住宅地図を用いて把握した。

(4) 既往研究と本研究の位置づけ

旧軍用地の転用に関する研究としては、特定種類の旧軍用地や個別都市のケーススタディによるものと、転用に係る審議会記録を用いて全国動向の把握を試みたものがある。前者としては、関東地方の旧軍飛行場跡地を対象とした宮木 (1964)³⁾、舞鶴 (工場への転用) を対象とした杉野 (1981)⁴⁾、東海地方の軍事都市を対象とした三宅ら (1997)⁵⁾、全国 26 都市を対象とした松山 (2001)²⁾、名古屋を対象とした今村ら (2007a)⁶⁾がある。後者としては、国有財産地方審議会に着目した今村ら (2007b)⁷⁾、旧軍港市国有財産処理審議会に着目した今村 (2008)⁸⁾がある。

戦災都市である師団設置都市 8 都市を考察対象とする本研究は、前者に類するが、特に戦災復興計画を通した公園・緑地整備から、旧軍用地の果たした役割について評価を加えようとするものである。

2. 戦災復興計画における旧軍用地の転用方針

(1) 「戦災地復興計画基本方針」及び「戦災復興土地区画整理二伴フ軍用跡地等国有地ノ措置ニ関スル件」

まず、戦災復興計画に係る全国共通の基本方針である「戦災地復興計画基本方針」（1945年12月30日閣議決定）では、復興土地区画整理事業区域内において、「兵舎其ノ他軍用地跡地ハ官公衙、街路、公園其ノ他公共用地ニ充ツルモノ外之ヲ市街宅地ト為スコト」とされた。また、通牒「戦災復興土地区画整理二伴フ軍用跡地等国有地ノ措置ニ関スル件」（1946年11月5日、各地方長官、財務局長宛）では、第二項で「軍用跡地等国有地ノ処理ハ概ネ次ニヨルコト」として、「官衙、街路、港湾、河川、防風、防火等ノ用ニ供スルタメ必要アル時ハ公共用財産、公用財産トシテ主務大臣ニ管理換ヲスルコト。公衙、学校、運動場、市場、公園、緑地、鉄道、軌道、運河、水道、下水道、屠場、墓苑、墓地、火葬場、塵埃焼却場等ノ用ニ供スルタメ必要アルトキハ使用ノ態様ヲモ勘案シ、売払又ハ貸付ヲスルコト。」とされ、利用主体ごとの処分方法が示された。さらに、「軍用跡地等国有地ハ土地区画整理施行地区ニ編入後ニオイテモ、第二項ノ処理ヲ実施スルニ至ル迄ハ仮設住宅ノ建設食糧増産等ノタメ利用ノ方途ヲ講ズル〜（略）〜コトガデキル」とあり、一時利用が認められていた。

このように上記の閣議決定と通牒により、復興土地区画整理事業に関連して行う旧軍用地の転用について、公的主体による都市施設あるいは市街宅地としての活用、利用主体ごとの処分方法、事業実施までの一時利用容認が定められた。しかし、どのような旧軍用地をどのような用途として利用するかといった具体的な方針は含まれていなかった。

(2) 「軍用跡地ヲ都市計画緑地ニ決定スルノ件」

旧軍用地転用に関する具体的な方針としては、公園・緑地への転用について、1946年5月30日に戦災復興院から各地方長官宛に通牒「軍用跡地ヲ都市計画緑地ニ決定スルノ件」が出された。この通牒では、「従来全国都市ノ緑地ハ面積ガ狭小デアツテ、コノ儘デハ将来市民ノ保健衛生上カラ極メテ寒心ニ堪エナイ」ために、前年の「戦災地復興計画基本方針」にて「緑地面積ヲ市街地面積ノ一割以上トシテ整備スルコトニ定メラレタ」ことを踏まえ、「大都市デハ市域ノ外周略々十軒、中小都市デハ同ジク六軒ノ範囲内ニアル旧演習場、練兵場ナドデ、建築物ノ少ナイ軍用跡地ハ、此ノ際都市計画緑地ニ決定シテオクコト。」とされた。なお、この通牒においても、「右都市計画決定ヲシタ緑地ハ、〜（略）〜暫定的ニ農園ヤ仮設建築物敷地ナドトシテ利用スルコトハ認め」られていた。

3. 各都市の戦災復興公園計画における旧軍用地の位置づけ

本研究の考察対象8都市においては、戦災復興計画の中で、どれだけ、あるいはどのような旧軍用地が公園・緑地として決定されたのであろうか（表-1及び表-2）。

(1) 当初計画における旧軍用地の位置づけ

表-1に示したように、当初の戦災復興公園計画におい

て、8都市合計では239箇所、2,820.6haの公園（緑地、墓苑含む）が決定された。このうち19箇所、1,052.9ha（37.3%）が、旧軍用地において決定されたものであった。宇都宮では旧軍用地に戦災復興公園が決定されることはなかったが、他の7都市では、戦災復興院の通牒を受け、多くの旧軍用地が戦災復興公園として決定されたことが窺える。

都市ごとにみると、5都市において旧軍用地を含む公園の計画面積が100haを超えていた（表-1：面積欄の網掛け）。特に、旧軍用地を含む公園の計画面積が最も大きかった姫路では、市街地面積の1割以上の緑地面積を確保しようと、4つの地区にあった旧軍用地が全て公園として決定された⁶⁾。次いで、名古屋、大阪の計画面積が大きかったが、大都市ゆえに多くの公園が必要であり、その公園用地が旧軍用地に求められたと言える。

また、都市緑地2箇所が全て旧軍用地であった熊本をはじめ、仙台、姫路、広島といった中都市では、旧軍用地を含む公園の計画面積が当初戦災復興公園の総計画面積の5割以上にもなっていた（表-1：面積割合欄の網掛け）。

このように、当初戦災復興公園計画においては、旧軍用地を含む公園の計画面積や公園総計画面積に占める割合から、旧軍用地が非常に大きな位置を占めていたことが指摘できる（仙台、名古屋、大阪、広島、熊本、姫路）。

(2) 当初計画決定以降の変更

各都市の戦災復興公園については、当初決定以降、たびたび追加・変更が行われている。戦災復興事業の収束までに旧軍用地に決定された戦災復興公園⁷⁾を表-2に整理したが、仙台、名古屋、大阪、広島において、新たに13箇所が追加決定されている。しかし、その一方で、戦災復興事業の収束に向け、大幅な計画縮小も見られた。さらに、『戦災復興誌』では確認できるものの、その後、廃止された公園も多い（表-2：公園名称欄の廃止表示）。縮小・廃止の理由としては、次のような点が指摘できる。

まずは、市街地の復興や拡大に伴い増大した学校や病院

表-1 各都市の当初戦災復興公園計画と旧軍用地との関係

都市名	戦災復興公園		うち旧軍用地を含む公園		
	箇所数	面積	箇所数	面積	面積割合
仙台	13	51.6	4	41.0	79.4%
名古屋	33	1,066.2	3	283.7	26.6%
大阪	112	824.0	1	164.5	20.0%
広島	35	167.6	4	100.8	60.1%
熊本	2	142.3	2	142.3	100.0%
姫路	26	467.8	4	302.1	64.6%
久留米	15	38.5	1	18.6	48.2%
宇都宮	3	62.6	0	0.0	0.0%
合計	239	2,820.6	19	1,052.9	37.3%

(注1) 公園、緑地、墓苑を含む。面積の単位はha。

(注2) 熊本は緑地計画（1946年）。なお、公園の決定は1956年。

(注3) 旧軍用地を含む公園について、面積は100ha以上、面積割合（戦災復興公園計画面積に占める旧軍用地を含む公園面積の割合）は50%以上に網掛けをしている。

(注4) 旧軍用地を含む公園のうち、計6箇所（仙台2、名古屋2、広島1、姫路1）で、旧軍用地外の区域を含んでいるが、面積は公園区域全域の計画面積で集計している。

などの都市施設需要に対し、計画面積の大幅な縮小や廃止によって、用地の確保が図られた点である。例えば、千種公園では学校、病院用地に充てるために縮小することが、都市計画変更決定の理由書に明記されていた⁽⁸⁾。さらに、東公園、白島公園、久留米中央公園などでも、縮小・廃止により公園区域から削除された区域が、1975年前後の住宅地図では学校などの都市施設となっており、この理由によるものと推測される。

二つ目は、戦災復興公園として決定された旧軍用地において、通牒でも例外的に認められていた農地や応急簡易住宅などの一時使用が、自作農創設特別措置法(1946年)や公営住宅法(1951年)の制定に伴い、永続利用へと転換さ

れ、公園計画の縮小・廃止が余儀なくされた点である⁽⁹⁾。例えば、自作農創設のため、後に東公園は廃止に、渡鹿緑地は1.3haにまで縮小された。また、名城公園や中央公園では、収束までに応急簡易住宅を継承した公営住宅の区域が除外されている。

このほか名城公園では、とりあえず公園区域として決定しておこうという意図があり、実際に官庁街整備のために公園区域の削除を行ったことが、計画者田淵寿郎の著作で確認できる⁽¹⁰⁾。また、既述のように姫路市は、市街地面積の1割以上の緑地面積を確保するため、全ての旧軍用地を公園として決定したが、後年、城北公園が廃止になるなど、計画の大幅縮小が行われた。このように、とりあえずとい

表-2 旧軍用地に決定された各戦災復興公園の概要

都市名	計画年	公園名称	面積	計画区域に含まれる旧軍用地	備考	
仙台	1946 当初	①仙台総合運動場■	①22.1	42.4	追廻練兵場、追廻射撃場	
		②川内公園	0.5	-	工兵第2連隊★	統合
		③勾当台公園	6.1	4.5	仙台陸軍病院★	外あり
		④西町公園	12.2	11.4	借行社★	外あり
	1951	⑤宮城野原運動公園		23.2	宮城野原練兵場	
	1956	⑥中江公園		0.2	中江工員住宅	
	1958	⑦中江地区公園		0.1	中江工員住宅	
		⑧中江西公園 廃止		0.1	中江工員住宅	
名古屋	1947 当初	①名城公園■	②130.0	80.0	第3師団司令部、歩兵第6連隊(野砲兵第3連隊★)、(輜重兵第3連隊)、名古屋陸軍病院、北練兵場、東練兵場ほか	外あり
		②千種公園	39.6	5.8	名古屋造兵廠千種製造所★(名古屋兵器補給廠★)	
		③東墓苑	114.1	146.5	猫ヶ洞演習場・射爆場	外あり
	1954	④新出来公園		0.6	名古屋陸軍墓地	
大阪	1947 当初	①大阪城公園■	①164.5	164.5	第4師団司令部、大阪造兵廠★、大阪兵器支廠、大阪陸軍刑務所、城南射撃場ほか	
	1952	②天保山公園	1.9	1.9	大阪陸軍糧秣支廠★	
	1954	③真田山公園	5.3	5.3	騎兵第4連隊跡	
広島	1946 当初	①中央公園■	①70.5	44.1	第5師団司令部★、歩兵第11連隊★、野砲兵第5連隊★、輜重兵第5連隊★、(広島陸軍病院★)、経理部小姓町倉庫★、西練兵場ほか	
		②東公園 廃止	②20.0	17.3	東練兵場	
		③白島公園 廃止	5.4	1.5	工兵第5連隊	
		④港公園 廃止	5.0	5.0	宇品軍隊集合所★	外あり
	1952	⑤江波皿山公園		4.6	江波町射撃場	
		⑥比治山下公園		1.1	亀島作業場	
		⑦比治山公園		29.3	広島陸軍墓地	外あり
		⑧湍崎公園		4.0	湍崎軍用地	
		⑨湍崎第一公園		0.2	湍崎軍用地	
		⑩高天原墓園		8.3	尾長町工兵作業場	
熊本	1946 当初	①千葉城緑地■	①76.1	74.0	第6師団司令部、輜重兵第6連隊、熊本陸軍予備士官学校、熊本陸軍病院、熊本兵器支廠、借行社、陸軍馬廄ほか	
		②渡鹿緑地	②66.2	66.2	渡鹿練兵場、歩兵第13連隊★	
姫路	1946 当初	①姫路公園■	①123.7	59.7	(第10師団司令部★)、歩兵第39連隊★、歩兵第10連隊跡、(姫路兵器支廠)、(姫路陸軍病院)、姫山練兵場、城南練兵場ほか	
		②城北公園 廃止	②85.6	85.6	騎兵第10連隊、野砲兵第10連隊、輜重兵第10連隊、城北練兵場	
		③名古屋山公園	29.3	21.3	高岡射撃場、姫路陸軍墓地	外あり
		④白浜新開公園	63.5	63.5	大阪造兵廠白浜製造所	
久留米	1948 当初	①久留米中央公園 廃止	①18.6	18.6	第12師団司令部、借行社、被服庫、久留米兵器支廠	

(注1) 公園名称欄の右側に■のあるものは旧城郭部で決定された城址公園、●のあるものは、整備されずに廃止となった公園。
(注2) 面積欄の単位はha。左側は当初計画面積、右側は変更後面積(『戦災復興誌』の都市編各巻による)。坪表記の場合は、1坪=3.3m²で換算。
(注3) 面積欄の左の①②は、当該都市で決定された当初戦災復興公園で、最大面積を①、次点面積②として示したもの。
(注4) 計画区域に含まれる旧軍用地欄は、当該公園を決定した際の区域に含まれる旧軍用地を整理している。但し、()表記となっているものは、収束時この計画区域から外れた旧軍用地を示す。
(注5) 計画区域に含まれる旧軍用地欄で、建物の少ないと考えられる旧軍用地には、網掛けしている。また、罹災により建物が焼失・損壊(一部焼失・一部損壊含む)したと考えられる旧軍用地には、右側に★を付している(『戦災復興誌』の都市編各巻の「罹災状況図」による)。
(注6) 備考欄の「統合」は、仙台総合運動場に統合されたことを表す。「外あり」は、当該公園が旧軍用地以外の区域も含むことを表す。

った留保地的発想や旧軍用地を「一応」公園計画に入れておく⁶⁾といった姿勢が、後の縮小・廃止の一因であったとも考えられる。

(3) 収束時計画における旧軍用地の位置づけ

ここでは、表-2及び図-1(斜線が旧軍用地に決定された公園の区域)を参照しながら、収束時における旧軍用地に決定された戦災復興公園計画について考察したい。

まず、各都市がどれだけ積極的に旧軍用地を公園として決定したか、箇所数に着目して検討したい。収束時において、広島では10箇所、仙台では8箇所もの公園が旧軍用地に決定されていた。この他、箇所数はそれほど多くなくとも、例えば既述の姫路では4地区の旧軍用地のほぼ全てが公園として決定されており、旧軍用地を積極的に活用して戦災復興公園を決定したことが分かる。

次に、各都市の旧軍用地に決定された公園の規模に着目する。例えば、各都市の当初計画において、最大あるいは2番目の大きさの計画面積の公園を抽出してみると、宇都宮を除く7都市11箇所が、旧軍用地に決定された公園であった(表-2:面積欄)。さらに特筆すべきなのは、収束時計画では、仙台、名古屋、広島、熊本、姫路、久留米において確認できるように、旧城郭部以外の旧軍用地でも数10ha規模の大公園¹¹⁾が決定されたことである。市街地における大公園の創出は、復興土地区画整理事業による減歩では難しく、大規模用地の確保が可能な旧軍用地が果たした役割は大きかった。

さらに、どういった種類の旧軍用地が戦災復興公園として決定されたかという点について検討したい。戦災復興院の通牒では、具体的に「演習場」「練兵場」が例示され、建物の少ない旧軍用地を緑地として決定するよう指示されており、そのような旧軍用地が公園として決定されたケースは多い(表-2:計画区域の旧軍用地欄の網掛け表示)。また、元々は建物が多かった旧軍用地であっても、罹災により焼失していたケースもあった(表-2:計画区域の旧軍用地欄の★表示)。一方、名城公園、大阪城公園、白島公園、千葉城緑地、姫路公園、城北公園、白浜新開公園、久留米中央公園などでは、罹災を免れた師団司令部、陸軍各部隊の兵営、陸軍病院、偕行社、造兵廠、兵器支廠なども公園区域となっており、建物の残存する旧軍用地が戦災復興公園として決定されることもしばしばあった。

なお、旧城郭部の師団司令部や陸軍各部隊の兵営、陸軍病院、練兵場などは、まとめて大規模公園として決定された。姫路城天守閣や熊本城宇土櫓などを除き、藩政期からの主要な城郭建築は失われていた¹²⁾が、昔を偲ぶ城址公園として位置づけられたのであった。また、仙台、熊本、姫路といった平山城では、斜面地という地形や樹木の多さが、公園に適していたと言えよう。

(4) 戦前計画との関係

旧軍用地に決定された戦災復興公園と戦前の都市計画(公園、緑地、風致地区)との関係についても考察したい。

名古屋、大阪、広島では、終戦までに公園、緑地が都市

計画決定されていた。しかし、表-2に整理した旧軍用地に決定された戦災復興公園で、戦前から決定されていたのは、大阪城公園¹³⁾だけであった。なお、戦前には都市計画決定されていない公園もあった。仙台の青葉山公園(仙台総合運動場)や桜ヶ岡公園(西町公園)、広島の比治山公園などがそれで、隣接する旧軍用地を加え、戦災復興公園として決定された。

また、仙台、名古屋、大阪、熊本、久留米では、終戦までに風致地区が都市計画決定されていたが、その区域に含まれていたのは、名城公園と大阪城公園だけであった。

戦前の公園、緑地、あるいは風致公園との関係性が認められる例は限られており、旧軍用地に決定された戦災復興公園の多くは、全く新たに決定されたものであった。

4. 各都市における旧軍用地に決定された公園の整備状況

1975年前後の住宅地図を用いて、旧軍用地において整備されていた公園の区域を図-1に示した(グレーの塗り)。まず、旧城郭部の旧軍用地に決定された6箇所の城址公園については、熊本や広島のように規模縮小となった場合も含め、いずれも大規模公園として整備されていた。さらに、仙台(宮城野運動公園)、名古屋(東墓苑)、姫路(白浜新開公園)では、城址公園と別に、旧軍用地が大規模公園として整備された点が特筆される。また仙台では、勾当台公園の一部を国の合同庁舎用地として割愛するかわりに、歩兵第4連隊跡地を隣接する榴岡公園の拡張用地としたように¹⁴⁾、後年になっても旧軍用地が市街地での大規模公園整備に活用された。このほか、大阪の天保山公園(大阪港周辺)、真田山公園(鶴橋・上本町周辺)、広島の江波皿山公園(江波・舟入周辺)、湊崎公園(仁保・向洋周辺)は、比較的規模が大きく、当該地区の基幹的な公園として整備されていた。即ち、これらの都市では、まとまった土地の確保が難しい市街地において、復興土地区画整理事業による減歩では創出しにくい大規模公園や、地区の基幹的公園として、旧軍用地が活用されたと言える。

一方、熊本では、渡鹿公園(渡鹿緑地から名称変更)が自作農創設のため大幅縮小されて整備されており、結局、実現したのは熊本城公園(千葉城緑地から名称変更)に限られたと言ってよい。なお、久留米では新制中学及び高校、共栄住宅(引揚者及び戦災者向け住宅)などに利用するため¹⁵⁾、旧軍用地に唯一決定されていた久留米中央公園が廃止されている。

5. まとめ

以上の考察を踏まえ、本研究で明らかになった知見について、次のように大きく2つに分けて整理した。

(1) 戦災復興公園計画及び整備状況からの旧軍用地評価

1) 計画総面積の大きさから(当初計画)

仙台、名古屋、大阪、広島、熊本、姫路の当初計画では、旧軍用地を含む公園の計画総面積が100ha超、あるいは戦災復興公園の総計画面積の5割以上となっており、計画総

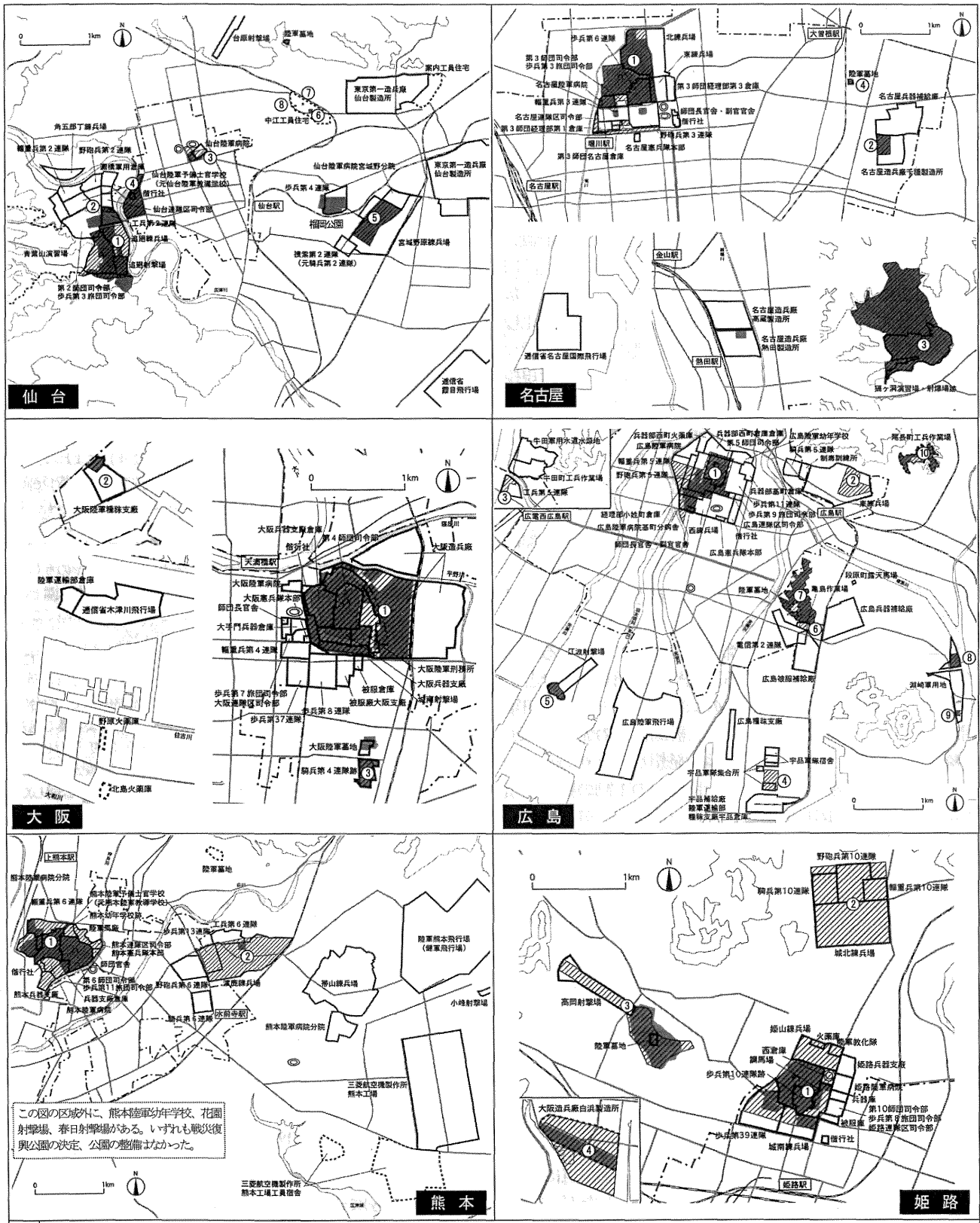


図-1 各都市の旧軍用地に決定された戦災復興公園とその整備状況 (1975年前後)

(注) 考察対象8都市のうち、旧軍用地において戦災復興公園が決定され、実際に整備された6都市について示した。

面積の大きさからみて、各都市の戦災復興公園計画において、旧軍用地の絶対量やその比率は大きなものであった。

2) 計画決定の箇所数から (収束時計画)

広島では10箇所、仙台では8箇所というように、数多くの公園が旧軍用地において決定されていたほか、姫路では旧軍用地のほぼ全ての区域を公園として決定されており、旧軍用地が積極的に戦災復興公園に位置づけられていたことが指摘できる。

3) 各公園の計画面積の大きさから (当初・収束時計画)

各都市において、最大あるいは2番目の規模の公園は旧軍用地に決定されたものである場合が多く、その他に数10haの計画面積の公園として決定された旧軍用地も比較的に見られた。このように、まとまった用地の確保が可能な旧軍用地は、各都市の戦災復興公園計画において、大規模な基幹的公園として位置づけられていた。

4) 整備された各公園の規模と位置から (1975年頃)

旧城郭部の旧軍用地が大規模な城址公園となったことに加え、仙台、名古屋、大阪、広島、姫路では、旧城郭部以外の旧軍用地が、まとまった土地の確保が難しい市街地において、大規模公園や当該地区の基幹的公園として実際に整備され、活用されたことが確認できた。

(2) 個別状況からみた旧軍用地に決定された公園の特質

1) 他用途への転用需要との関係から (当初計画後の変更)

戦災復興の過程で増大した都市施設需要に対応するための用地確保、旧軍用地における農地や応急簡易住宅などとしての一時利用から永續利用への転換を背景として、旧軍用地に決定された公園においても、計画面積の大幅な縮小や廃止が行われた。また、留保地的発想からとりあえず決定したこと(名城公園)や、市街地面積の1割の緑地面積確保のために「一応」決定したこと(姫路市)が、後の計画面積の大幅縮小や廃止の一因であったとも考えられる。

2) 残存建物との関係から (当初・収束時計画)

戦災復興院から、建物の少ない旧軍用地を都市緑地として決定するという方針が出されていたが、戦災復興公園は、元来建物の少ない旧軍用地や罹災で建物を焼失した旧軍用地のほか、建物の残存する旧軍用地に決定されていた場合もしばしばみられた。

3) 戦前計画との関係から (当初・収束時計画)

終戦時に公園、緑地、風致地区として決定されていた公園や開園していた公園は限られ、旧軍用地に決定された戦災復興公園の多くは、全く新たに決定されたものであった。

本研究では、戦災復興計画での転用方針を出発点に、旧軍用地での公園・緑地整備の実態を明らかにしたが、今後は他の都市施設についても研究を進め、戦後の都市づくりにおいて旧軍用地の果たした役割を明らかにしていきたい。

【補注】

- (1)1946年10月9日の内閣告示による。
- (2)終戦時は内地に14都市あった。師団設置都市には、師団司令部の下に1

個の歩兵旅団とその配下の1個の歩兵連隊、さらに騎兵連隊、輜重兵連隊、野砲兵連隊などの各種部隊が駐屯したほか、師団直属の兵器支廠、陸軍病院、陸軍刑務所なども集中的に配置されるのが一般的であった。

- (3)歩兵連隊等の駐屯地、陸軍造兵廠、海軍工廠、軍港などの設置都市。
- (4)建設省編『戦災復興誌 第1巻』(p.175、都市計画協会、1959年)によれば、戦災復興公園の計画面積については、1949年の再検討にて、東京は3,348.7haから1,960.4haへと41.5%減少させたが、他の8都市は合計で2,583.9haから2,309.4haへと10.6%の減少にとどまった。
- (5)戦時中に発行された地図において、軍事施設は秘匿施設として記されていないため、戦時中に建設された飛行場や陸軍造兵廠などを把握するには周辺文献に頼らざるを得なかった。
- (6)建設省編『戦災復興誌 第9巻』(p.244、都市計画協会、1960年)によれば、姫路市は「公園、運動場、公園道路、その他の緑地は、～(略)～市街地面積の10%を限度として確保し、既往所在の軍用地は一応これに包含させる」こととした。
- (7)戦災復興事業の収束にあたり刊行された『戦災復興誌』から抽出した。
- (8)「千種公園は軍用跡地であり旧施設も残存するので、公園として適当な地域をできる丈確保し、而して附近に病院、学校等の適当な用地がないので旧施設利用とともにこれに充て、計画公園より削除する」という理由書が都市計画決定(変更)書に添えられていた(1954年)。
- (9)『緑地計画年表』(p.160、『都市計画』176号、1992年)によれば、決定済みの公園区域のうち約735haが、自作農創設特別措置法に基づき既設農地として買収された。また、応急簡易住宅は、公営住宅法制定により公営住宅へと継承されたため、公園計画区域から削除する必要が生じた。
- (10)田淵寿郎『ある土木技師の半自叙伝』(p.225、中部経済連合会、1962年)では、「この軍用地をいかにするかは問題だったが、ムヤムヤのうちに何かの置場に流用されては困るので、いち早くこの大部分を公園ということにして押さえた。—(略)—兵舎の跡はその必要もないのでここを立派な官庁街にすることを企図した」と記されている。
- (11)『公園計画標準』では、大公園の面積は10ha以上とされている(p.126、『都市計画』176号、1992年)。
- (12)天守閣を例にとると、終戦時に残存していたのは姫路のみで、仙台は元より天守閣なし、熊本は西南の役で焼失、名古屋、広島は空襲で焼失あるいは倒壊、大阪お近世に焼失し昭和6年(1931年)に復元された。
- (13)1924年に大手前公園(2.3ha)として決定、1928年に大阪城公園(12.2ha)となった。軍用地の一部を借受け、1931年に天守閣を復元・公開した。
- (14)仙台市開発局編『戦災復興余話』(pp.72-74、仙台市開発局、1980年)。
- (15)久留米市史編さん委員会編『久留米市史 第11巻資料編(現代)』(久留米市、1996年)に、師団司令部跡地を第五中学校として、兵器支廠跡地を久留米商業高校として使用するための私下申請(昭和23年)に係る史料、兵器支廠跡地の引揚者及び戦災者向け住宅(共栄住宅)としての使用申請(昭和21年より随時)に係る史料が所収されている。

【参考引用文献】

- 1)佐藤昌『日本公園緑地発達史 上巻』(p.436、都市計画研究所、1977年)
- 2)松山薫『第二次世界大戦後の日本における旧軍用地の転用に関する地理学的研究』(p.42、東京大学学位論文、2001年)
- 3)宮木貞夫(1964)「関東地方における旧軍用地の工場地への転用について」地理学評論 37 巻 9号、pp.507-520
- 4)杉野啓明(1981)「舞鶴市における旧軍用地と工業立地」立命館大学人文科学研究所紀要 34号、pp.39-62
- 5)三宅醇、西澤泰彦、大塚毅彦(1997)「旧軍用地および軍施設ストックが都市形成に果たした役割に関する研究」第一住宅建設協会
- 6)今村洋一、西村幸夫(2007)「旧軍用地の転活用が戦後の都市構造再編に与えた影響について—名古屋を事例として—」都市計画論文集 42 巻 1号、pp.57-62
- 7)今村洋一、西村幸夫(2007)「旧軍用地の転用と戦後の都市施設整備との関係について—1956～1965年度の国有財産地方審議会における決定事項の考察を通して—」都市計画論文集 42 巻 3号、pp.427-432
- 8)今村洋一(2008)「横須賀・呉・佐世保・舞鶴における旧軍用地の転用について—1950～1976年度の旧軍港市国有財産処理審議会における決定事項の考察を通して—」都市計画論文集 43 巻 3号、pp.193-198